

しらかみ終活相談所相談内容集計 2020年4月～2021年7月

年間相談数（概数） 151

相談実施数（1人複数相談あり） 101

内訳（概率）

●相談者 男性1人 67% 女性一人 2% 夫婦 7% 親子（子ども同伴） 24%

●紹介元 市役所福祉課+社協+包括支援センター 70% HP 17% 新聞2% 友人紹介 11%

相談内容		相談数	小項目割合	相談割合	
相談内容	成年後見人	受託	3	2.0%	9.3%
		進行中	11	7.3%	
	空き家問題	解体	4	2.6%	8.6%
		家財処分	2	1.3%	
		進行中	7	4.6%	
	民事信託	信託契約	2	1.3%	2.6%
		進行中	2	1.3%	
	遺言書	作成数	3	2.0%	9.3%
		進行中	11	7.3%	
	生前契約	財産管理	2	1.3%	6.0%
		死後事務委任	2	1.3%	
		進行中	5	3.3%	
	相続対策 (相談)	相続税	8	5.3%	15.2%
		相続人	8	5.3%	
		相続割合	7	4.6%	
	墓の扱い (相談)	改葬	6	4.0%	6.6%
		墓じまい	4	2.6%	
	保険見直し	保険料削減	11	7.3%	9.3%
		相続対策	3	2.0%	
その他（概数）	受付のみ	50	33.1%	33.1%	
相談受付総数		151			

- ◎ 相談内容に拠らず、相談に来られるタイミングが遅い方が多い。できるだけ早めの相談をお願いしたい。特に、相談者本人の判断力が乏しくなり認知症になってからでは、相談内容への対応が限られたものになってしまう。いわゆる「法定後見人」受任で財産管理と身上監護を行うことのみに対応になってしまいます。
- ◎ 高齢になった父親が認知症になった場合、父親の医療費や施設入居費などの費用を父親自身が準備していたとしても、それを活用することができなくなります。認知症になってから亡くなるまで、その期間が続いてしまいます。さらに遺言書の作成も不可能となります。
- ◎ 高齢者の抱える問題は、民事信託（家族信託）の活用で解決できる場合が多い。残念ながら地方部ではその制度の存在すら認知が進んでいない現状があります。しらかみ終活相談所でもセミナー等を通じて、制度の周知を図っていきます。都市部での活用は急増しています。